

水生生物保全環境基準類型指定事業について（新規）

環境管理課

1 事業の目的

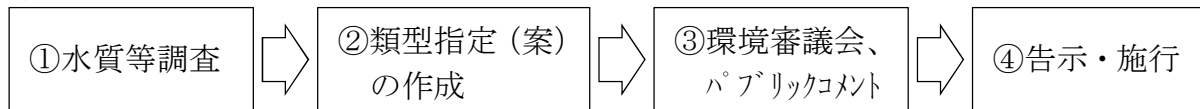
水生生物及びその生息環境等の保全を図るため、河川及び湖沼における水生生物の生息状況等に応じた水質環境基準の類型指定を行う。

※類型指定について

- ・河川及び湖沼については、水生生物の生息環境等に応じて、生物A・生物特A・生物B・生物特Bの4類型が設定され、類型ごとに水質環境基準が定められている。
- ・この基準を適用するためには、個々の水域の状況に応じた類型を指定する必要がある。

2 事業の概要

(1) 類型指定までの主な流れ



- ・調査項目：水質、水温、水域の構造、水生生物の生息状況、産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場 等

(2) 対象水域及び事業期間

- ・対象水域 県内81水域
- ・事業期間 4年間（対象水域を3グループに分けて実施）

	28年度	29年度	30年度	31年度
米代川水系等、十和田湖 (31水域)	←①②→	←③④→		
雄物川水系等、八郎湖 (25水域)		←①②→	←③④→	
子吉川水系等、田沢湖 (25水域)			←①②→	←③④→

3 予算額

15,754千円

[⊖15,754千円]

【参考】水生生物の水質環境基準について（環境庁告示第59号）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年間平均値） 単位: mg/L		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS*
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物等が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aに掲げる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物等が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bに掲げる水生生物の産卵場等として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

※ LAS：「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の略